

# 函館大学で出前講義を開催しました!

令和4年度の憲法週間行事として、5月23日、牧野裁判官、片倉裁判官、調停委員1名による出前講義が函館大学で行われ、函館大学の1年生約80人が法学の授業として受講しました。講義では、民事訴訟手続の概要を説明したほか、今年、発足100周年を迎える民事調停制度について、現役の調停委員を交えて紹介しました。受講した学生からは、裁判官らの講義に熱心に耳を傾ける様子が見られました。



調停制度発足100周年キャラクター  
アイアイアイ

## 牧野裁判官からの講義

初めに、函館地裁の牧野裁判官から、民事裁判制度の概要についての講義が行われました。4月1日施行の改正民法で成人年齢が18歳に引き下げられたことに触れ、「自分の権利や自由を守るために、民事裁判へ関心を持ってもらいたい。」と話しました。



## 片倉裁判官からの講義

次に、函館簡裁の片倉裁判官から、民事調停制度についての講義が行われました。調停手続と訴訟手続の違い等を説明し、「調停手続は、申立人の請求にこだわることなく、双方の間にある紛争がなくなるよう、柔軟な解決を目指す手続」と解説しました。



## 船木調停委員からの講義

最後に、函館調停協会会長の船木調停委員から、調停委員の職務内容ややりがいについてお話いただきました。実際に担当した事例に触れながら、調停委員の職務について「話をじっくり聴くことが必要」と説明しました。



函館大学の皆さん、ご清聴ありがとうございました。  
裁判所や民事手続について、少しでも身近に感じていただけたら幸いです。

～よく聴いて もつれた糸を 解きほぐし

未来つむいで 調停100年～

